

令和元年11月19日
京都市行財政局
サービス事業推進室

中心市街地重点路線等クリア作戦について

1 概要

平成23年10月から、四条通など都心部を中心に、京都府警察、京都運輸支局及び京都タクシー業務センター等の関係機関と合同で、違法駐車等に対する指導・啓発を実施し、バスやタクシーなどの公共交通機関の円滑な運行環境の確保と、市民・観光客が安心して歩くことのできる空間づくりを目指している。

2 実施状況

(1) 実施場所

四条通，烏丸通，河原町通，西大路通（毎月1回，いずれかの通りで実施。）

(2) 実施時間

午後1時30分～午後4時

（西大路通においては，バス専用レーンが設けられる時間帯（午後5時～午後7時）に合わせて実施。）

(3) 実施方法

違法駐車等をしている運転手には，駐（停）車禁止場所であること，タクシー乗車スペースの指定台数を超えて駐車するタクシー乗務員には，指定台数を超えた駐車はできないこと等を説明し，速やかに車両を移動するよう指導・啓発している。

(参考)

<令和元年度実績(4月～10月分)>

年度	指導・啓発件数			合計
	一般車	荷捌き車両	タクシー	
令和元年度(7回)	419	663	178	1,260
平成30年度(7回)	394	776	208	1,378

<平成30年度実績>

年度	指導・啓発件数			合計
	一般車	荷捌き車両	タクシー	
平成30年度(12回)	702	1,446	391	2,539